

## 豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難であるものに対し、豊田市が行う助成について定めるものとする。

### (対象者)

第2条 助成の対象者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が審判請求を行った者（豊田市に転入した者で、転入前の住所地の区市町村長が審判請求の申立てを行い、前住所地の区市町村長から同種の助成を受けていた者を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護を受けている者
- (2) その他当該審判の請求に要する費用等を負担することが困難であると市長が認める者

### (対象費用)

第3条 助成対象費用は、審判の請求に要する費用及び後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の報酬の全部又は一部（以下「審判の請求費用等」という。）とする。

### (審判の請求費用等の助成)

第4条 市長は、本人の収入及び資産の状況を調査して、審判の請求費用等の助成を行う。

### (助成額の範囲)

第5条 審判の請求に要する費用は、これに要した費用に相当する額とする。

2 後見人等の報酬にかかる助成額は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額とする。ただし、社会福祉施設に入所している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。

### (審判請求費用の助成方法)

第6条 審判請求費用の助成は、市長が裁判所に対し、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第28条に定める関係人の費用負担命令を求める申立てを行わない方法により行う。

### (審判請求費用の助成対象者への通知)

第7条 市長は、前条に規定する審判請求費用の助成を行ったときは、審判請求費用助成決定通知書（様式第1号）により本人に通知する。

### (後見人等の報酬助成)

第8条 後見人等の報酬の助成を受けようとする者は、後見人等の報酬助成申請書（様式第2号）に家庭裁判所が発行する後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し及び本人の財産目録を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、その結果を後見人等の報酬助成決定・却下通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（後見人等の報告義務）

第9条 審判の請求費用等の助成を受けている者の後見人等は、本人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに、市長に報告しなければならない。

（助成の中止）

第10条 市長は、被後見人が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の受給資格を中止する。

（1）第2条に規定する要件を満たさなくなったとき

（2）豊田市民でなくなったとき（豊田市が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、保険者となっている場合、その他法令等の規定により援護を行っている場合を除く）

（委任）

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

様式第1号

審判請求費用助成決定通知書

平成 年 月 日

様

豊田市長 ⑩

平成 年 月 日付で豊田市長がした成年後見制度における審判請求手続きに要した費用を助成したことを通知します。

①要した費用

総額
内訳

②後見人等

住所  
氏名  
生年月日  
連絡先

様式第2号

後見人等報酬助成申請書

平成 年 月 日

豊田市長様

(被後見人等)

住所

氏名

生年月日

連絡先

次のとおり、後見人等報酬支払の申請をいたします。

1 後見人等

住所

氏名

生年月日

連絡先

2 申請理由

3 後見等の内容

4 振込先

5 添付書類

- ① 後見等報酬付与の審判書謄本の写し
- ② 後見等事務報告書の写し
- ③ 財産目録書等の写し

様式第3号

後見人等報酬助成(決定・却下)通知書

平成 年 月 日

(被後見人等)  
様

豊田市長 印

平成 年 月 日付で後見人等報酬助成申請のありました件については、以下のとおり(決定・却下)しましたので、通知します。

1 後見人等

住所

氏名

生年月日

連絡先

2 報酬額

3 却下理由(却下の場合)